

# 東京都板橋区農業委員会

## 第 25 期第 29 回定例総会議事録

令和 7 年 1 月 25 日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室（赤塚庁舎3階）

# 第 25 期第 29 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 7 年 1 月 25 日（火）午後 2 時 00 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室  
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 9 名 下記のとおり

記

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1		5	稻本 政美	9	木村 博之
2		6	山口 賢治	10	
3	松澤 智昭	7	久保 秀一	11	田中 はつ江
4	染宮 利章	8	中妻 じょうた	12	大野 治彦

## 議 事

### 1 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料 1)  
合計 4 件 (内訳: 4 条関係 3 件、5 条関係 1 件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料 2)  
合計 3 件

### 2 その他

- (1) 第 48 回板橋農業まつり実施結果報告について (資料 3)

### 3 次回日程

日 時 令和 7 年 12 月 23 日 (火) 午後 3 時 00 分 開会  
場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室 (赤塚庁舎 3 階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	中妻 じょうた	委員
	木村 博之	委員
出席係員	木内 俊直	事務局長
	追川 智子	農政担当係長
	河崎 啓	農政主査
	橋本 陣	書記

事務局長	只今より、第25期第29回農業委員会定例総会を開会させていただきます。 会長、進行をお願いいたします。
会長	皆さん、こんにちは。 早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。 本日の署名委員は、中妻じょうた委員、木村博之委員を指名させていただきます。欠席の届出が會田幸夫会長職務代理、安井一郎委員、宮本拓委員から出ております。 それでは報告事項（1）農地転用届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、資料1、1ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出で、令和7年10月11日から同年11月10日までに届出があったもの、3件でございます。 専決番号1、土地の所在が前野町五丁目10番2、10番5、10番7、10番9の4筆で、何れも、登記簿上の地目は畠、現況は不耕作地となっています。面積は合計で2,161平方メートル、転用の目的は学校用敷地（グラウンド）です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 概ねの位置は、1ページ下段の専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、淑徳中学校・淑徳高等学校の北側です。 現地の詳細について、農政担当係長からモニターを使って、ご説明いたします。
農政担当係長	現況は学校のグラウンドとなっており、現況に対しての届出です。説明は以上でございます。
委員	こちらはどのような理由で今回届出を出すに至ったのでしょうか。
事務局長	本件については、同届出者において、数か月前にも農地転用の届出があり、その届出の際に、ほかの土地の状態も確認していたところ、本件の土地も地目が畠であったことが判明し、届出を行ったと聞いております。
会長	それでは続いて専決番号2番から事務局より説明をお願いします。
事務局長	続きまして、専決番号2、土地の所在が三園一丁目26番3の1筆で、登記簿上の地目は田、現況は不耕作地となっています。面積は878平方メートル、転用の目的は共同住宅です。

	<p>届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、2ページ上段の専決番号2の案内図において、矢印が指しているところ、都営三田線西高島平駅の南西側です。</p> <p>現地の詳細について、農政担当係長からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>現況は共同住宅が建設中でございました。</p> <p>工事は令和7年12月26日完了予定で、鉄筋コンクリート造4階建ての共同住宅が建設予定と伺っております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
事務局長	<p>最後に、専決番号3、土地の所在が高島平七丁目3番2の1筆で、登記簿上の地目は畠、現況は不耕作地となっています。面積は209平方メートル、転用の目的は共同住宅です。</p> <p>届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、2ページ下段の専決番号3の案内図において、矢印が指しているところ、都営三田線高島平駅の北西側です。</p> <p>現地の詳細について、農政担当係長からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>現況は駐車場となっておりました。</p> <p>今後、令和8年5月着工、令和8年12月完了予定で、鉄骨造3階建ての共同住宅が1棟建築予定と伺っております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。
委員	農地転用の届出事務に関して、手数料を徴収していますか。
事務局長	手数料は徴収しておりませんが、農業委員会関連の事務を行うという点においては、東京都からの交付金はございます。
会長	他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特に無いようですので、続いて、5条関係の説明をお願いします。
事務局長	続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で、令和7年10月11日から同年11月10日までに届出があったもの、1件でございます。3ページをご覧ください。
	専決番号1、土地の所在が成増四丁目590番3、590番4、590番1、590番5の4筆で、何れも、登記簿上の地目は畠、現況も畠

	<p>となっております。</p> <p>面積は合計で529平方メートル、転用の目的は長屋です。</p> <p>譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、3ページ下段、専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、なります児童館の北東側です。</p> <p>現地の詳細について、農政担当係長からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>現況は果樹畠となっておりました。</p> <p>今後、令和8年2月着工、令和9年1月完了予定で木造2階建ての長屋1棟が建築予定と伺っております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	5条関係1件につきまして、何か、ご意見、ご質問等はございますか。
委員	利用目的の長屋とはどういった建物のことでしょうか。
事務局長	長屋の定義としましては、1階建てが原則の集合住宅で、各戸が道路や通路に面した専用の玄関を持つのが特徴となります。
会長	他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特に無いようですので、続いて、報告事項(2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	<p>それでは、4ページ、資料2をご覧ください。令和7年10月11日から同年11月10日までに東京法務局 板橋出張所より照会のあったものが4件ございます。</p> <p>番号1、土地の所在が赤塚四丁目1, 100番2、1, 100番6の2筆で、何れも登記簿上の地目は畠、面積は合計で630平方メートルです。</p> <p>土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。</p> <p>本件については、10月16日に現地調査を行い、現況が非農地であること、過去に転用届が出されていることを確認し、その旨を10月20日に、東京法務局 板橋出張所へ回答しております。</p> <p>概ねの位置は、4ページ下段、番号1の案内図において、矢印が指しているところ、区立美術館の西側です。</p> <p>現地の詳細について、農政担当係長からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
農政担当係長	現況は、共同住宅が建築中でございました。そのため、非農地である

	<p>旨を法務局に回答しております。 説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>こちらはいつ農地転用の届出が出されていますか。</p>
事 務 局 長	<p>令和6年10月です。</p>
委 員	<p>なぜ、農地転用が出されているのに、法務局から照会がくるのでしょうか。</p>
事 務 局 長	<p>正確な理由はわかりませんが、届出者が農地転用の受理通知書を受領した後に、法務局での手続きを失念してしまった、または大幅な転用内容の変更があったことなどが理由として推察されます。</p>
会 長	<p>それでは続いて番号2番から事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>続きまして、番号2、土地の所在が赤塚六丁目1, 802番3、1, 803番3の2筆で、何れも登記簿上の地目は畠、面積は合計で221平方メートルです。 土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。 本件については、10月24日に現地調査を行い、現況が非農地であること、過去に転用届が出されていないことを確認し、その旨を10月28日に、東京法務局 板橋出張所へ回答しております。 概ねの位置は、5ページ上段、番号2の案内図において、矢印が指定しているところ、愛和保育園の北東側です。 現地の詳細について、農政担当係長からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>現況は、戸建て住宅となっておりました。そのため、非農地である旨を法務局に回答しております。 説明は以上でございます。</p>
事 務 局 長	<p>最後に、番号3、土地の所在が小茂根二丁目38番8、登記簿上の地目は畠、面積は50平方メートルです。 土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。 本件については、11月4日に現地調査を行い、現況が非農地であること、過去に転用届が出されていないことを確認し、その旨を11月12日に、東京法務局 板橋出張所へ回答しております。 概ねの位置は、5ページ下段、番号3の案内図において、矢印が指定しているところ、キッズガーデンひまわりの北西側です。</p>

	現地の詳細について、農政担当係長からモニターを使って、ご説明いたします。
農政担当係長	現況は、道路となっておりました。そのため、非農地である旨を法務局に回答しております。 説明は以上でございます。
会長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。
委員	番号3番について、こちらの土地は共有名義の土地でしょうか。
書記	本件については、単独名義の土地となります。
会長	他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、その他（1）第48回板橋農業まつり実施結果報告について、事務局より説明をお願いいたします。
農政担当係長	それでは、6ページ、資料3をご覧ください。 11月8日（土）9日（日）の2日間、赤塚体育館通り周辺で、第48回板橋農業まつりを実施いたしました。土曜日は秋晴れで暖かい陽気でしたが、日曜日は朝から雨が降っていたことから、第1会場で実施する全ての演目、および、赤塚体育館少年運動場ステージで実施する演目を中止して、実施いたしました。 開催にあたりましては、JA東京あおば、農業委員、区民農園農芸指導員の会、農業者の皆さまをはじめ、町会、警察、消防など各団体の皆さまのお力添えにより、実施することができました。ご協力をいただきました皆さま、改めて感謝申し上げます、ありがとうございました。 また、農業委員の皆様には、農業委員会コーナーへの野菜などの展示・来場者への質疑・応答などにご対応いただきありがとうございます。板橋農業並びに農業委員会活動のPRに繋がった取り組みができたのではないかと思っています。農業まつりの実施内容などは記載のとおりですが、委員の皆さま方も会場全部はなかなか見られなかつたことと思いますので、写真で農業まつりを振り返っていきたいと思います。なお、写真だけだと分かりにくいと思いますので、写真に合わせて解説してまいりますので、前方の画面をご覧ください。
	(写真で解説)
会長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。

委 員	<p>農業まつりでは、あまり雨が降ったことはなく、雨の中で開催したということは、1つ良い経験になったのでは思います。</p> <p>また、農業まつり開催にあたり、共進会・野菜販売等農業者の皆さんの出品について、夏の猛暑で大変ご苦労されている部分や工夫されている部分をお伺いしたいです。</p>
委 員	<p>そもそも、時期を合わせて栽培することが非常に難しいですが、きちんと時期を狙って栽培をすれば、ある程度の品質ものものは作れると思います。</p> <p>しかし、夏の猛暑も年々過酷になってきているので、去年うまくいったから今年も同じようにできる、ということは無くなっています。</p>
委 員	<p>私も共進会に出品したいと考えていましたが、結果としては間に合わなかった、ということがあります。</p> <p>また、私は、野菜宝船にのせるジャガイモ・サツマイモを栽培しており、ジャガイモは夏前に収穫したものを使用しますが、夏に保管しているジャガイモが暑さで腐ってしまうことがあります。その対応を工夫しました。</p> <p>保管場所に、風が入るように少し隙間を開けて、ジャガイモが緑化しないように黒い布をかぶせて保管しました。</p> <p>保管中は、2週間に1度はすべてのジャガイモを確認し、腐っているものを取り除き、腐敗が伝搬しないようにしました。</p>
会 長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。</p> <p>特にないようですので、本日の議事は以上となります。</p> <p>全体を通して、何かございますか。</p> <p>特にないようですので、これをもちまして第29回定例総会を閉会いたします。</p> <p>(終了時間 午後2時50分)</p> <p>次回の日程を下記のとおり決定し散会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営委員会 12月18日(木) 午後2時00分</li> <li>・定例総会 12月23日(火) 午後3時00分</li> </ul>